

北海道働き方改革推進企業認定制度ロゴマーク取扱要領

1 趣 旨

この要領は、北海道働き方改革推進企業認定制度実施要綱（以下、要綱という。）の規定に基づき、ロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 使用目的

認定企業に対しロゴマークの使用を認め、道内企業の働き方改革の取組を促進する。

なお、ロゴマークは、使用する者の事業、又はそれに係る商品の品質やサービス等の内容を保証するものではない。

3 ロゴマークの仕様

別紙「北海道働き方改革推進企業ロゴマーク色解析書」のとおり定める。

4 使用手続き

要綱第6条第1項の規定により認定された企業がロゴマークを使用する場合は、別記第1号様式の使用申請書により申し込むものとする。

なお、ロゴマークのデータは、メールで申請企業に提供するものとする。

5 使用基準

4の使用手続きの規定によりデータの提供を受けた認定企業は、無料でロゴマークを使用することができる。ただし、次の場合はロゴマークを使用することができない。

- (1) 北海道の信用又は品位を害する恐れがある場合
- (2) 事業、商品やサービスの品質を保証するものとして利用する場合
- (3) 特定の政治活動、宗教活動の目的に利用する場合
- (4) 自己のロゴマーク、商標として利用する場合
- (5) 法令や公序良俗に反する、又は不正に使用する場合
- (6) 認定の有効期間が満了した場合

6 使用上の遵守事項

- (1) ロゴマークに関する著作権は北海道に帰属し、使用者は自己のロゴマーク、商標としてはならないものとする。
- (2) ロゴマークの形状、配列、間隔や色調などを加工してはならないものとする。
- (3) 商品パッケージへの使用等、ロゴマークが品質の保証として消費者に誤認されるような表示をしてはならないものとする。
- (4) 各種印刷物に使用する際に係る費用については、使用者が負担するものとする。

7 使用の中止

次に該当する場合は、使用の中止を求める。

- (1) 5の使用基準及び6の使用上の遵守事項に違反した場合
- (2) 要綱第11条により認定が取り消された場合

附則

この要領は、平成31年3月28日から施行する。